

公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第66号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「法人」という。）の職員の給料および諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令等との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他関係法令および労使協定の定めるところによるものとする。

(給与の区分)

第3条 給料は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第2条、第4条および第6条の規定による正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 手当は、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当、教員免許状更新講習手当、管理職手当および寒冷地手当とする。

3 賞与は、期末手当および勤勉手当とする。

(給料表)

第4条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難および責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級および号給により決定する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第2号の給料表の適用を受ける職員は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第9条第1項に掲げる職員のうち教授，准教授，講師，助教および助手の職にある者とする。

4 職員の職務は，その複雑，困難および責任の度に基づいてこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし，その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は，理事長が定める。

（給料決定の基準等）

第5条 職員の職務の級は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は，理事長が別に定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は，理事長が別に定める日に，同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては，3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては，57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「4号給（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては，3号給）」とあるのは，「2号給」とする。

7 理事長は，職員の給料について，特に必要があると認めるときは，号給の調整を行うことができる。

8 職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等規程第5条および第6条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫

(3) 満60歳以上の父母および祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「配偶者以外の扶養親族」という。）については、1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。

- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給の始期および終期）

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号または第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その

日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族である配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)および扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至った場合または同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)

を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。

以下同じ。)を支払っている職員(公立大学法人公立はこだて未来

大学職務住宅管理規程(公立大学法人公立はこだて未来大学規程第

53号)に規定する職務住宅(以下「職務住宅」という。)を貸与

され、貸付料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。)

(2) その所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）
に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第12条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、
配偶者が居住するための住宅（職務住宅その他理事長が別に定める
住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を
支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認め
られるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各
号に掲げる額（第1号または第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げ
る職員でもあるものについては、第1号または第2号に掲げる額およ
び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それ
ぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、
これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の
月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃
の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除
した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000
円）を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 8,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の
2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てた額）

3 前2項および第28条に規定するもののほか、住居手当の支給に関
し必要な事項は、理事長が定める。

（地域手当）

第10条 地域手当は、東京都内に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計

額に、100分の18を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を利用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものと

して当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万1,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万3,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万6,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1万8,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万1,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万2,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万3,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 2万4,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、または死亡した場合においては退職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたとき

は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行なうものとする。

- 7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 8 職員に新たに第1項の職員としての要件が具備されるに至った事由または通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った事由が勤務箇所の変更によるもののうち理事長が認めるものについては、前2項の規定にかかわらず、その事由の発生した日から通勤手当の支給を開始し、またはその日から通勤手当の支給額を改定する。
- 9 前各項および第28条に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第12条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、2万3,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の

区分に応じて理事長が定める額を加算した額) とする。

- 3 前2項および第28条に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第15条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、職員勤務時間等規程第6条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員には、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対する時間外勤務手当は、支給しない。
- 3 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(職員勤務時間等規程第6条の規定に基づく振替日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務

しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 5 時間外勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（第16条第1項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（夜間勤務手当）

第14条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第15条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 休日勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（次条第1項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（入試問題作成等手当）

第15条の2 入試問題作成等手当は、職員（学長および第4条第3項に規定する職員をいう。次条および第15条の4において同じ。）が入学試験問題の作成業務または採点業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる入学試験の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 一般選抜試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき20,000円

イ 採点 1日につき5,000円

(2) 前号の試験以外の入学試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき10,000円

イ 採点 1日につき5,000円

(入試監督等手当)

第15条の3 入試監督等手当は、職員が入学試験（大学入試センター試験を含む。以下この条において同じ。）の当日に入試監督等業務（入学試験の監督もしくは面接または実施本部の運営のための業務をいう。）に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき2,000円とする。

3 職員が同一の入学試験について同一の日に第1項の業務および前条第1項の採点業務のいずれにも従事した場合には、その職員に対する入試監督等手当は、支給しない。

(教員免許状更新講習手当)

第15条の4 教員免許状更新講習手当は、職員が教員免許状更新講習の当日にその業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1時間につき5,600円とする。

(管理職手当)

第16条 管理または監督の地位にある職員のうち、次の各号に掲げる職務にある職員（以下「管理監督職員」という。）に管理職手当を支給するものとし、その月額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 事務局の課長，参事（3級） 一般職給料表6級31号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{17}{100}$ に相当する額

(2) 研究科長，学科長，メタ学習センター長，情報ライブラリー長および共同研究センター長 当該職にある職員の給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{12}{100}$ に相当する額

- 2 前項の規定による額が管理職手当の支給を受ける職員の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の管理職手当の月額とする。
- 3 管理監督職員が2以上の職務を兼ねる場合には、主たる職務につき管理職手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条および次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条および第19条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、または死亡した職員で、理事長の定めるものについても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものならびに教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（第20条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、もし

くは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(給料の調整額を除く。次項および第20条第3項において同じ。)および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の調整額の月額を加算した額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(支給制限)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第47条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条第2項第2号または第3号の規定に該当して解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの(一時差止め)

第19条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。

3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を法人の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、または死亡した職員で、理事長の定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該勤勉手当の額の総額は、当該勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくはその職を失い、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくはその職を失い、または死亡した日現在。次項において同じ。）にお

いて受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定管理職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第17条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（理事長が指定する勤務箇所に勤務する職員については、理事長が特に認める者に限る。）に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員にあっては2万2,540円、その他の職員にあっては1万2,860円とし、世帯主でない職員にあっては8,600円とする。
- 3 前項の扶養親族のある職員には、扶養親族のある職員であって細則で定めるものを含まないものとする。
- 4 函館市以外の寒冷の地域で理事長が別に定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、第2項の規定にかかわらず、当該地域に在勤する国家公務員に支給されることとなる寒冷地手当の額を基準として、

理事長が別に定める額とする。

5 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間等規程第5条に規定する休日（職員勤務時間等規程第6条に規定する振替日を含む。）または職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第23条 第13条から第15条までの規定により、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当の額を算定する場合および前条の規定により勤務しない時間につき減額する額の算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の職員勤務時間等規程第5条第3号および第4号に掲げる休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）に割り振られた時間を減じたもので除した額とする。

(休職給)

第25条 職員が職務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与

の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患その他理事長が別に定める疾病にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当および地域手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第3号または第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 就業規則第15条第1項第6号の規定により休職にされた職員に対する給与については、理事長が定める。

(専従休職者の給与)

第26条 就業規則第15条第1項第5号の労働組合専従休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

(給料の調整額)

第27条 理事長は、第4条に規定する給料表の額が、次の各号に規定する特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、その給料表に掲げられている給料額につき適正な調整表を定めることができる。

(1) その職務の内容が、給料表のある職務の級に相当する場合におい

て同様の職務の内容を有する当該職務の級に属する他の職員が通常勤務する場所に比してへき遠または交通困難な場所において勤務する職員の職

(2) 同一の職務の級の職に通常含まれている労働の困難または危険の度に比して著しい困難または危険を含む職務に係る職

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額 100 分の 25 を超えてはならない。

(給与の支給)

第28条 給料は、当月分を毎月21日に支給する。

2 前項の支給期日が休日（職員勤務勤務時間等規程第5条第1号から第3号までに掲げる休日をいう。以下この項において同じ。）にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日または土曜日でない日に支給する。

3 扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当および管理職手当は、当月分を当該月の給料の支給日に支給する。

4 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当および教員免許状更新講習手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

5 理事長が特別の事情があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、その月内において支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

6 職員が職員勤務時間等規程第7条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する第4項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「職員勤務時間等規程第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

(給与からの控除)

第29条 別に法律で定めるものおよび労使協定（職員勤務時間等規程第3条第2項に規定する労使協定をいう。）に定めるものについては、

職員に支給する給与から控除することができるものとする。

(給与の口座振替)

第30条 給与は、職員の申出により、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

(適用除外)

第31条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）および公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）の規定に基づき、函館市から法人に派遣される職員の第3条に規定する給与については、第4条から第27条までの規定にかかわらず、函館市職員の例による。

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(給料の経過措置)

2 公立大学法人公立はこだて未来大学への職員の引継ぎに関する条例（平成19年函館圏公立大学広域連合条例第6号）の規定により法人の職員となった者で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第 号。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例)

- 3 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第17条第2項および第20条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第20条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則（平成21年5月22日規程第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月31日規程第23号）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年11月25日規程第26号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第20条第2項から第4項までまたは第25条（第4項を除く。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受け

るべき給料，扶養手当，住居手当，地域手当，単身赴任手当（公立
大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第12条第2項に規定
する理事長が定める額を除く。）および管理職手当の月額合計額
に100分の0.19を乗じて得た額に，同月からこの規程の施行
の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同
年4月1日から施行日の前日までの期間において，在職しなかつた
期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が
定める期間がある職員にあつては，当該月数から当該期間を考慮し
て理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月
に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.19
を乗じて得た額

(理事長への委任)

3 前項に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，理
事長が定める。

附 則（平成22年3月15日規程第36号）

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

当分の間別に定める

別表第2(第4条関係)

教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	204,600	265,400	316,200	408,000
2	206,800	268,500	319,600	410,500
3	209,000	271,600	323,100	413,000
4	211,200	274,700	326,600	415,500
5	213,300	277,800	330,200	418,100
6	215,500	280,600	333,700	420,600
7	217,700	283,400	337,200	423,100
8	219,900	286,100	340,700	425,600
9	222,200	288,900	344,300	427,900
10	224,600	291,800	347,600	430,400
11	227,000	294,700	350,900	432,900
12	229,400	297,600	354,200	435,400
13	231,700	300,200	357,500	437,700
14	234,100	302,800	360,000	440,000
15	236,500	305,300	362,600	442,400
16	238,900	307,800	365,200	444,800
17	241,100	310,200	367,900	447,300
18	244,200	313,000	370,200	449,700
19	247,300	315,800	372,500	452,100
20	250,400	318,600	374,800	454,500
21	253,500	321,200	377,000	457,000

22	256,600	324,000	379,100	459,400
23	259,700	326,800	381,200	461,800
24	262,800	329,600	383,300	464,200
25	265,800	332,100	385,300	466,700
26	268,800	334,600	387,200	469,100
27	271,800	337,100	389,100	471,500
28	274,800	339,600	391,000	473,900
29	277,800	342,000	393,000	476,300
30	280,500	344,200	394,800	478,700
31	283,200	346,400	396,600	481,000
32	285,900	348,600	398,400	483,400
33	288,500	350,900	400,200	485,800
34	291,400	353,200	402,000	488,100
35	294,200	355,500	403,800	490,400
36	297,000	357,800	405,600	492,700
37	299,800	359,900	407,200	495,000
38	302,100	362,000	408,900	497,000
39	304,400	364,100	410,600	499,000
40	306,700	366,100	412,300	501,000
41	308,900	368,100	414,000	503,100
42	310,100	370,000	415,700	505,000
43	311,300	371,900	417,400	506,900
44	312,500	373,800	419,100	508,800
45	313,600	375,800	420,600	510,800
46	314,800	377,600	422,200	512,700
47	316,000	379,400	423,800	514,600
48	317,200	381,200	425,400	516,500
49	318,200	383,100	427,000	518,500
50	319,300	384,900	428,300	520,300

51	320,400	386,700	429,600	522,200
52	321,500	388,500	430,900	524,100
53	322,700	390,100	432,100	526,100
54	323,800	391,700	433,200	527,800
55	324,900	393,300	434,300	529,500
56	326,000	394,900	435,400	531,200
57	327,100	396,300	436,600	533,000
58	328,200	397,800	437,700	534,300
59	329,300	399,300	438,800	535,600
60	330,300	400,800	439,800	536,900
61	331,400	402,200	440,900	538,200
62	332,500	403,700	442,000	539,200
63	333,600	405,200	443,100	540,200
64	334,700	406,700	444,200	541,200
65	335,700	408,100	445,200	542,000
66	336,800	409,300	446,200	542,900
67	337,900	410,500	447,200	543,800
68	339,000	411,700	448,200	544,700
69	340,000	412,900	449,300	545,600
70	341,100	413,900	450,300	546,500
71	342,200	414,900	451,300	547,400
72	343,300	415,900	452,300	548,300
73	344,200	416,900	453,400	549,200
74	345,200	417,800	454,400	550,100
75	346,200	418,600	455,400	551,000
76	347,200	419,500	456,400	551,900
77	348,300	420,200	457,400	552,800
78	349,300	420,800	458,100	
79	350,300	421,400	458,800	

80	351,300	422,000	459,500	
81	352,300	422,600	460,300	
82	353,300	423,200	461,000	
83	354,300	423,800	461,700	
84	355,300	424,400	462,400	
85	356,200	424,900	462,900	
86	356,900	425,500	463,600	
87	357,600	426,100	464,300	
88	358,300	426,700	465,000	
89	359,100	427,200	465,500	
90	359,700	427,800		
91	360,300	428,400		
92	360,900	429,000		
93	361,500	429,400		
94	362,000	429,900		
95	362,500	430,400		
96	363,000	430,900		
97	363,600	431,500		
98	364,100	432,000		
99	364,600	432,500		
100	365,100	433,000		
101	365,600	433,600		
102	366,100	434,100		
103	366,600	434,600		
104	367,100	435,100		
105	367,700	435,700		
106	368,200			
107	368,700			
108	369,200			

109	369,800			
110	370,300			
111	370,800			
112	371,300			
113	371,900			
114	372,400			
115	372,900			
116	373,400			
117	373,900			
118	374,400			
120	375,400			
121	375,900			
122	376,400			
123	376,900			
124	377,400			
125	377,900			
126	378,400			
127	378,900			
128	379,400			
129	379,900			